

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 組織としては、今、市民相談室というので相当程度ご相談には応じているつもりであります。総合窓口等が必要なのかどうかについては議論してみたいというふうに思います。

内谷議員ご指摘のように、市民の皆さんが今、何を求めて、みずからどう生きようとしているのかということについては、常に座談会やいろんな面でお話をお聞きしてきたわけでありまして、改めてアンケートをとる必要があるかどうかも含めて、それはやっぱり内部でもう少し議論をさせていただきたいと思っているところであります。

蒲生吉夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

1日目の2番目になりますが、通告しております3点についてご質問を申し上げたいと思います。

最初に、8月15日、小泉首相の靖国神社参拝をどう考えるかについてお伺いをしたいと思います。

このたび通告しているこの項目は、目黒市長の政治信条、歴史認識など考え方にかかわることであり、本来もう少し早い時期に質問しておいた方がよかったのかもしれませんが、その機会を見つけることができませんでした。しかし、昨年の6月定例議会において、小泉首相が靖国神社を参拝しないよう求める請願が提出されたこともあり、常任委員会において質疑され、私は本会議において賛成の討論をしたのは記憶に

新しいところでは。

このたびこの問題を取り上げた背景には、小泉首相が就任して8月15日の靖国参拝が初めてであること、さらに右翼団体構成員により鶴岡市の加藤紘一氏の実家に放火されるという事件も靖国問題に対する言論封殺を目的としたようであり、暴力に訴えるなど許しがたい事件と考えたからであります。

市長の任期は12月14日までの3カ月余りとなりましたが、市長職を退いても政治活動を続けるとのことです。みずからの政治信条に基づきお答え願いたいと思います。

私がこれまで読んだ資料の中で一番うなずけるものは、新書で「靖国問題」という本があります。東京大学大学院総合文化研究科教授の高橋哲哉さんが書いたものですが、大変参考になりますので、お勧めしたい1冊でございます。

さらに靖国問題に興味を抱かせることになったのは、8月12日付の朝日新聞で靖国神社の関連施設の所在地が地図に掲載されたことに対して、靖国神社から謝罪を求めることと取材を許可しないとの抗議文が出されたというようなことですが、神社の関連施設が掲載されたことで、身辺保護の立場から、極めて行き過ぎた報道とこのことのようにあります。しかし、真意はここにはないようです。私もこの記事をスクラップしていたのでありますが、大見出しで「靖国神社懐寒し」とあり、周辺の小見出しでは、「戦争世代亡くなり細る寄附 リストラ進める」「合祀やめて 遺族提訴 日本・台湾9人靖国相手取り初」などとともに、靖国神社が所有する主な不動産などを掲載していましたが、報道機関として至極当然と私は感じました。靖国神社としては何ゆえにこのような報道に過敏になっているのか、逆に関心を持ったところであります。

そこで、最初に、靖国神社とは、靖国問題とは何かということです。

+

2001年8月13日の小泉純一郎首相の最初の靖国参拝をきっかけに靖国問題が再浮上しました。首相の参拝がなぜ問題になるのか。問題解決の糸口が見えないほど国内外の対立はますます泥沼化しているように見えます。その問題は、遺族感情の問題、歴史認識の問題、A級戦犯分祀論による政治決着の問題、無宗教と考える国立追悼施設の問題など、極めて複雑に絡み合っ余計に分かりにくくなっていると言えます。

そもそも1869年東京招魂社として創設されてから、靖国神社が公表している合祀祭神数は、明治維新の7,751柱から、西南、日清、日露などを経て、靖国の言葉で言う大東亜戦争の213万3,951柱までの合計が246万6,532柱、平成16年10月17日の現在であります。そのうち台湾出身者の2万8,000人余柱、朝鮮出身者2万1,000人余柱も合祀されており、女性のご祭神は5万7,000柱が祭られているとのことのです。このように靖国には植民地支配の弾圧の加害者として戦死した日本人と、植民地支配の被害者であった台湾人、朝鮮人が同格の護国の神として合祀されているのであり、屈辱的であることは論をまちません。

次に、1979年の10月17日に合祀したと報道されたA級戦犯の合祀問題とは何かということあります。

ご承知のとおりA級戦犯とは、極東国際軍事裁判、いわゆる東京裁判において、平和に対する罪、すなわち侵略戦争を指導した罪のゆえに被告とされた28名のことであります。うち死亡、精神異常による免責の3人を除き25名が全員の有罪となり、そのうち14人が78年に合祀されたのでありますが、これらの人は明らかに戦死者とは言えません。しかし、靖国神社は、このように戦死者とは言えないB、C級戦犯についても、日本の敗戦後連合国によって5,000人以上が起訴され刑死した1,000人近くが昭和殉難者として70年までに合祀が終えていたようであります。

このように靖国問題は、合祀一つとっても困難な問題が立ちはだかっていると考えられます。

2番目のさきの戦争に対する認識はどうかということについてお聞きします。

「さきの大戦」と言った場合に、日本政府は、支那事変、すなわち日中全面戦争の開始1937年から、大東亜戦争、すなわちアジア太平洋戦争までの時期を指し、その間の軍民合わせた日本の戦死者は310万人と言われております。靖国神社発表の合祀者もこの2つの戦争だけで90%以上を占めています。靖国神社忠魂史が重要なのは、靖国神社のもう一つの歴史があり、いわゆるさきの大戦、以前の日本の無数の戦争の歴史がすべて聖戦とする靖国神社の立場が記述されていると言えます。

もう一方で、戦争については、その責任について考えなければなりません。A級戦犯合祀が公になってから今日まで途絶えている天皇のご神拝の問題があります。首相の公式参拝を求めている人々の最終目的は、何よりも天皇のご神拝を実現することであるわけですから、A級戦犯に主要な戦争責任を集中させ、彼らをスケープゴート、犠牲のヤギと言うようですが、昭和天皇が免責され、戦争責任を不問にした東京裁判の構図と同じで、天皇の権威によって天皇の神社として兵士を動員するに決定的な役割を果たした戦争神社、靖国の戦争責任も不問にされることとなります。

このように、最近の政治的な動きとしては、だれかに第二次世界大戦の責任を負ってもらい必要があるので、A級戦犯にそのすべてを押しつけようという動きが強まっている。それが分祀論だと言えらると思います。

3つ目の8月15日参拝が内外に与える影響をどう考えるかについてお聞きします。

15日でなければよいのかということではもちろんありません。2001年小泉首相が就任してから6年で6回すべて参拝し、首相任期最後のこ

としては15日参拝で、遺族会と靖国神社の顔を立て、有終の美を飾ったとなるのかもしれませんが、自身は国政の責任者を退任する意思を表明しているわけですが、これから任される人にとっては、これまでより重い荷物を背負わされたと感じております。

特に8月15日の靖国神社参拝に対して、15日山形新聞の夕刊では次のように報じられております。「中国外務省は、国際正義への挑戦で、人類の良識を踏みじめるものと非難し、強く抗議する。韓国外交通商省、深い失望と憤怒を表明する。韓日関係の障害となり、北東アジア地域の友好協力を破棄したことを厳しく指摘すると非難。国際社会で責任ある役割を務める意思があるならば、歴史を直視し、行動で信頼を築かなければならないとしていました。日本の植民地支配から朝鮮半島が解放された記念日の参拝だけに、韓国の国民感情を一段と傷つけました。歴史認識や竹島領有権問題で首脳外交が中断するなど冷却化している両国関係がさらに悪化することは避けられない情勢と言える」と解説をしております。

さらに8月26日の朝日新聞に、東京大学大学院博士課程に籍を置くチー・チンインという中国国籍の女性の投稿のようですが、「国交正常化の際、中国政府が戦時賠償を放棄した結果だ。日本に圧力や脅威を与えない限り、歴史の鏡に反省を迫っても馬の耳に念仏という論調が広がり続ける」と書いております。

文化の違いなどと片づけられる問題ではありませんし、「一国民として参拝するのがどうして憲法違反なのか理解に苦しむ」などと言っているようですが、玉ぐし料を個人の財布から出しているのだから、一国民として参拝しているのだといこじになっているようですが、国際的に通用するはずがありません。一個人が靖国神社を参拝するのに防弾ガラスに包まれた公用車で乗り入れ、10数人のSPや2,500人もの機動

隊に守られながら参拝するのでありましようか。この参拝が戦没者の追悼問題で国内には亀裂を生み、外交関係においてはゆがんだ関係になると考えられますが、いかがでありましようか。ご答弁をお願いしたいと思います。

2つ目に、第3期介護保険制度や医療制度改革がもたらす市民生活格差について、6月定例議会においては、教育面における格差を取り上げましたが、9月では表記の格差について質問をしたいと思っております。

第3期介護保険制度の大きな改定は、介護予防事業の新設、地域包括支援センターの創設、地域密着型サービスで在宅への移行を強化、介護認定制度では要支援が2段階になり7段階に、保険料は6段階になり基準額との比率も大きく変更など大まかに言えば変わった点だと思っております。特に保険料でいえば、基準額が4万1,300円から、年間ですね、ちょうど1万円上がって5万1,300円となり、県内で高い方から3番目に位置しているわけですから、市民にとっては思ったような十分なサービスが受けられないとするなら問題だと思っております。

このところ聞かれる中に、要介護4の後期から要介護5になると、状況にもよるが在宅では難しくなり、ちゃんと介護保険料を払っていて、パンフレットに書いてあるとおりに在宅か施設かのサービスが受けられることになっているわけだが、本当に施設を選択して施設に入所できるかということ、事業者との契約関係によるわけですから、そうはならないというふうに思います。

そこで、家族の中で介護を受けた人がいない場合、制度そのものが難しいこともあって、一般に全部を理解するのは困難であっても、利用の手続方法はみんなが知っておく必要があると思っております。

既に利用している方は「あったかいね！介護保険 利用のしかたを知っておきましょう」というパンフレットを持っていると思われま

+

全戸配布できる簡易なものを作成し配布する必要があります。最低必要なところは6ページ、7ページの介護サービスの利用の仕方、ここは長井市の窓口とだけ書いていますが、どこの窓口かも入れて、さらに裏表紙に困ったときの相談窓口のところがあればよいと思います。福祉事務所長に答弁をいただきたいと思います。

次に多かったのは、特別徴収しております第1号被保険者に対して介護保険納付通知書が送られた後、どうしておれの保険料がこんなに高くなったのかという意見です。

どういう通知書が来たのかわからなかったのでお借りしてみましたところ、保険料段階区分は第4段階ですから、基準額の1.0で5万1,300円の方でした。4月と6月の年金からは6,800円ずつ、8月分から1万2,000円、10月から8,700円、12月と2月は8,500円とのことでしたが、なぜ8月分が高額になるのか、よく見ると書いてはありました。年金から差し引かれる1回の保険料の金額を調整するために、8月分を増額していますと書いてありますが、この言い方では理解できないと思います。平たく言うと、4月から7月までは前年度と同様の額で徴収し、8月に不足分を上乗せしたので高額になったのであります。こういった問い合わせが何件かありました。それもすべて介護保険の世話になっていない方だけで、それくらい重税感があるということでもあります。

通知書の裏には保険料の段階ごとの算出について書いてありますし、資料として第1号被保険者の保険料の案内が入っております。さらに保険料を納めないでいるとこうなりますよと警告にも似た資料も入っていますが、いずれ介護が必要になった場合には、必要に応じて介護保険はこのように使いますよという国民健康保険の手引のようなものが同封されていれば丁寧だと思います。

ここの部分は税務課の部分ではなく福祉が担

当すべきと考えますので、見解をお聞かせを願いたいと思います。

次に、健康課長にお聞きいたします。

5月に置賜広域病院組合議会全員協議会があった際に説明があったのですが、リハビリテーションにかかわる改正で、疾病別に上限日数が設定されたとのことでした。病院側から見た問題点としては、1、一定日数を超える患者については病院でのリハビリテーションができなくなる。2、サテライト施設については慢性期患者がほとんどで、患者数の激減が予想されるというのですが、一定日数と呼んでいるのは、脳血管疾患などリハビリテーションの算定日数の上限は180日、運動器リハビリテーションは150日、呼吸器リハビリテーションは90日、心大血管疾患リハビリテーションは150日と定められ、発症後この日数を超えれば医療保険が該当しなくなるので、その後は介護対応になるとのことだったと思います。この施策はことしの4月1日から適用ですから、これまで既にこの日数を超えても今なおリハビリテーションを必要とされている方が多くいると思われそうですが、その後は介護対応ということですが、関係するところとの協議と周知はどのようになっているのでしょうか。それともこの上限日数を超えても継続して病院で治療する方法があるのでしょうか。

また、ニーズがあるにもかかわらず置賜地域には言語療法ができるところがないとの認識をしています。遠くまで通院すれば時間と費用がかさみます。このような治療も長期間に及ぶと考えられますが、制限が加えられることになるのでありませんでしょうか。お聞かせを願いたいと思います。

この項の最後に、市長にお聞きいたします。

高齢者にとって唯一の収入である年金が上がっているわけでもないのに介護保険の保険料が上がり、介護を受けた場合1割負担にかけられ

る分が少なくなり、十分な介護を受けるにはこれまでよりも困難になってきたとも言えます。特に施設入所や入院の場合、昨年10月からいわゆるホテルコストの負担も出てきたことから、余計に大変になったとの感があります。本来介護保険の入所施設は在宅への誘導策へ、医療施設は在院日数の低減などの効果も期待したのかもしれませんが、そもそもむだに入所、入院しているわけではないわけで、個人負担がふえただけであります。

さらに医療制度の変化では大きい70歳以上の高齢者の患者負担が現役並みの所得者にことし10月から3割負担となりますが、仮に所得が現役並みとしても、現役世代の疾病の確率を加味すれば、こういう制度にはならないと思います。少なくとも皆保険制度である日本の医療保険は、自分が健康なときは重税感があるにせよ、一たび自分が病気になった場合、保険制度上個人の負担額は極力軽減されるよい制度だと思いましたが、総合してみると収入による格差が広がっていることに気づきます。金の続くうちはよい医療も介護も享受でき、一たび個人の資金が底をつけばまさにそこまで、介護も医療も金次第という傾向が強まったと私は感じております。医療制度改革と言いながら費用抑制に目標を置き、医療財政対策だけをしてきたと私は感じているのですが、市長はどのように思われるかをお聞かせを願いたいと思います。

加えて、こういった通告のついでに、7月31日の山形新聞に、療養病床の再編・削減、自治体アンケート、県内首長23人反対、患者の受け皿に不安との報道で報告されています。その中に、長井は社会的入院の解消につながるとして賛成と答えたと書かれています。どういうアンケートか、中身について承知していないわけですが、その根拠とした理由は何かについてお聞かせを願いたいと思います。

最後の項に移ります。3番、特定環境保全公

共下水道の進捗状況と供用開始時期について。

西根中地区、いわゆる川原沢、草岡のエリアのことを呼び、大久保処理区の農業集落排水事業の次は西根中地区の予定をするとなってから10年近くになりました。かつて推進運動のパンフレットなどをつくり説明会などを持ちました。この中には、下水道は文化のバロメーター、一日も早い下水道の実現をみんなが待ち望んでいます。昔、かつて農村の水路の水は美しく澄んでいました。この水路では子供たちが遊ぶことができ、農業用水のほか生活用水など、さまざまに利用されていました。今、私たちの生活排水が農業や生活に欠かせない農村の水路の水を汚しています。これからふるさとに魚がすむ清らかな水を取り戻し、安全でおいしい米づくりや快適なまちづくりを進めるのが農業集落排水事業ですなどと議論したときから見ても、特別環境保全公共下水道は待ちに待った事業だと思っております。

17年度から22年度までが最終年度となっておりますが、17年度からこれまでの事業の進展状況はどうなっているのでしょうか。さらに18年度の進捗は大沖・西館地区の全部といわゆる西根1号幹線が終了するとの理解をしてよろしいのでありましょうか。さらに、既に西館地区は供用が開始できる状況との理解と、当初予定どおり大沖地区は19年当初から供用ができるようになるのでありましょうか。

以上、質問を申し上げまして、壇上からの質問としたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 蒲生議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、靖国神社に対してどのような認識を持っているかという点であります。

私が毎月ほっとトークを書かせていただいておりますが、その中でも私は申し上げました。

もともと靖国神社というのは、天皇陛下の軍として戦死した者を祭ったものであります。したがって、戊辰の役で賊軍のレッテルを張られました会津藩士は祭られておりません。西南戦争で賊軍と言われた西郷隆盛、あるいは島津藩士等も祭られていない。日清戦争で戦功があった乃木希典大將は、明治天皇のお亡くなりとともに殉死をされたわけでありますので、この方も祭られていない。それから、日露戦争の立役者でもあられた東郷平八郎元帥、これは病気で亡くなられたので、この方も祭られていないというものであります。本来はそういうものであったはずが、昭和28年にB級、C級戦犯も合祀され、昭和53年、福田内閣には、永久戦犯まで合祀された。それまで天皇陛下も春季あるいは夏季の例大祭に参拝されておったわけですが、53年以降は一度も行かれていない。日本経済新聞によれば、長官はメモを残しておられてという報道もあります。天皇陛下のお心うちが、具体的に53年以降も参拝されていない、その理由等も類推できるようなものだと私は思っております。したがって、どういう認識だと言われれば、そういうものだと思います。

さきの戦争に対する認識はどうか。私は、やっぱり他国の領土を自分のものにしようとか、海外に行って戦争をするというのは間違っておったというふうに思います。自衛に徹し、できれば平和で安全、安心な国家をつくると、そしてものづくりで稼ぐと、食糧で貢献するというのが私はこれからの日本の進むべき道ではないかと思っております。

したがって、8月15日の参拝、これは小泉首相が参拝されたわけでありますが、私は、ほんとトークにも書きましたけども、総理大臣となれば、やっぱりみずからの信念と国の利益と両方考えなきゃいけないと私は思っております。このことによって、戦争の反省が少ないのではないかと、あるいは俗な言葉で言えば、やられ

た方は覚えてるわけです。やった方は忘れがちであります。殴った方は忘れますが、殴られた方は覚えているということからいけば、やっぱりそれは中国初めアジアの住民の心情を思わなければいけない。総理大臣になったら谷垣候補は参拝を控えると言っておりますが、私はやっぱりそれが正しいだろうと、私自身は思います。みずからの信念も結構ですが、私もみずからの信念は残しても、捨ててとは言いませんよ、小異を捨てて大同につくというよくことわざがありますが、小異という言い方がおかしければ、みずからの信念は信念として持つておつても、長井市のためにこれは必要だということであれば、私は長井市のためにを優先する。それは総理大臣は日本のためにを優先する。県知事は山形県のためにを優先するということなのではないかと、リーダーというのはそういうものではないかというふうに私は思っているところであります。

次に、第3期の医療制度改革がもたらす市民生活の格差についてのお話ですが、これは、70歳以上の現役並みに所得のある方が、医療費の窓口負担が7月までは1割だけでも8月からは上がるじゃないかと、10月になるともっと上がるじゃないかというご指摘ですが、これは税制と医療制度の改革が重なったゆえであります。公的年金控除、老年者控除あるいは給与所得等の控除額が減額になったわけでありまして、現役並みの所得者でいうと、お年寄り2人で621万円まで1割であったものが、それが少し減額になって520万円までになったということなので、そういう方について少し上がるぞと。

しかし520万円をお二人でというのは現役並みではないかと思ひますし、高齢者の方であっても現役並みに給料を取られている方は、これはやっぱり応分の負担をしていただくと、やむを得ないのではないかと。これは持続可能な社会保障政策をしていく上で、従来のサービスが

若干所得等によって、現役並みの所得のある人も負担していただくというのは、私は、これから厳しい時代になりますから、持続可能な社会保障政策を続けていく上でやむを得ないのではないかと。

ついでに言えば、消費税を福祉目的税化しようというの私もはある意味で、その中でやろうということでもありますから、それはそれで私は国民の理解は得られるのではないかと思います。それだってある程度上限があるわけですから、10%なら10%内でのことということになりますから、どんどん高齢者はふえていく。今までどおりの規則でいったら社会保障費も右肩上がりになっていくというのでは、これから750兆円を財政再建しようということは不可能に近いわけですから、やっぱりそれはバランスをとっていかなければいけないわけで、私は、責任ある者として言えば、持続可能な社会保障政策を維持するために、これからも知恵を出していかなければいけないというふうに思っております。

山形新聞の報道について言えば、やっぱり社会的入院と言われる方が医療費を押し上げているという事実を私は否定できないと思います。ですから、それは介護等にいろんな具体的な例でこれから対処をしていこうと、かなり細かくなってきたわけでもありますし、それはそれで個別にしっかりとした対応をとっていくということの方が私は正しいのではないかと、そういう意味で申し上げたつもりであります。

なお、残余の質問につきましては、福祉事務所長、健康課長、建設課長から答弁をさせていただきます。

○大沼 久議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 私の方から介護保険料関係について答弁させていただきます。

介護保険制度につきましては、平成12年から始まったわけですが、3年に1回ずつ見直しす

ることになっておりまして、ちょうど18年度、今年度からまた新しい介護保険料になったわけでございます。介護保険料の徴収につきましては、年6回ということで、偶数月の徴収になっておりますが、4月と6月については暫定徴収ということで、新しくならない去年の料金で徴収しております。8月から新しい額で徴収になったということでありまして、ですから、新しい値上がりした介護保険料と去年と同じ額で7月、6月と徴収してきました関係上、8月で随分大きく伸びたと思われる方が多数いらっしゃったかと思っております。

なお、さらに2号被保険者といわれる方々、40から64歳までの方々についても同じようになったわけですし、納付書が配布された時点で、蒲生議員がおっしゃったように、丁寧な8月から上がりますよというふうな説明が、十分なものが入っておりませんで、保険料が変わりましたというふうな案内しかなかったかと思っております。ですから大変ご迷惑をおかけしたというふうに思っております。

蒲生議員、お話しなさっておりましたように、国保の手引、こういうものでございますが、こういったものを来年度から作成しまして、全戸配布するように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○大沼 久議長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 私から、蒲生議員の医療制度改革に伴うリハビリテーション診療に係る協議の経過と周知について、また、上限を超えた方への対応についてをお答え申し上げます。

まず、公立置賜総合病院では、先ほど病気ごとの区分で蒲生議員ご説明いたしましたけれども、公立置賜総合病院では、脳血管のリハビリと運動器のリハビリを選択して行っているところなんです。

まず、これまでの経過を申し上げますけれども、18年の4月1日からリセットして、最大

+

180日を限度とすると、脳卒中患者さんの9割の方が10月1日からは今までどおりのリハビリを継続できなくなるというふうな問題点が生じたので、その方については介護保険での利用誘導を予想しまして、混乱しないような対策をしなければいけないのではないかとということで、広域病院組合、2市2町の関係者等で検討を重ねてまいりました。

そのような中、18年の6月でございますが、厚生省の疑義解釈通知の中で、「脳卒中等で治療を継続することによって状態の改善が期待できると医学的に判断される場合は治療を継続できる」との考え方が出されております。そういうふうな中で、病院組合といたしましては、大半の方が今までどおりに継続してリハビリを受けられるものと判断しております。

また、長井病院等では、リハビリ治療をしておられる方に個別面談をしまして、患者様の意向や状態を考慮いたしまして、混乱が生じないように対応しております。さらには、その中でも医療のリハビリを受けられないという方も中には運動器の方で出てくる可能性もございますので、8月6日に新たに訪問リハビリが実施できるような介護保険事業者としての県への指定申請もしてございまして、既に実施体制は整ったということに聞いております。

あと言語療法の関係でございますが、ニーズがあるにもかかわらず言語療法を受けるのも制限があるのかというふうなご質問でございますが、言語療法を受ける方の大半の方は、脳卒中後の会話やのみ込み等のリハビリというふうなことで考えておりますので、そういうふうなことでありますと、医師の判断のもとで180日を超えても言語の療法は継続できるものというふうに考えているところです。

また、公立置賜総合病院のリハビリでは、現在、理学療法士5人、作業療法士3人と合計8名体制で行っておりますけれども、このたびの

診療の改正によりまして、疾患別になったということもございまして、濃厚なサービス提供が図られるように、スタッフ10人体制で人員整備を進めていくというふうな検討にも入ったというふうなことを聞いておりますので、その辺で言語聴覚士の採用も含めて検討なさっているのではないかなというふうなことを考えております。

あと、先ほど議員の質問の中で、言語聴覚士というふうな配置のことがございましたが、こちらで調べたところ、県内で47人配置されているというふうな実情です。置賜では7人が配置されてございまして、米沢市立病院、三友堂病院、川西湖山病院それぞれ1名と三友堂リハビリセンター4人で配置なさっているというふうなことを伺っておりますので、ご報告申し上げます。以上でございます。

○大沼 久議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 それでは、特定環境保全公共下水道の進捗状況と供用開始時期についてお答え申し上げたいと思います。

いわゆる特環、特定環境保全公共下水道につきましては、平成17年9月30日に国土交通省より事業計画の認可を得たところであります。それに基づきまして事業を進めております。認可の計画としましては、目標年次を22年度、区域面積を102ヘクタール、うち西根地区につきましては83ヘクタール、致芳地区19ヘクタールとなっております。計画人口は1,800人となっております。事業費につきましては、全体事業費19億7,400万円、うち補助対象事業費は13億5,000万円、残りの単独事業費でございますが、6億6,900万円というふうなことになります。

年次計画としましては、平成17年度、昨年度ですが、公共下水道処理センターへの接続、あと西館地区の面整備が完成しております。今年度は大沖地区の面整備を施工中でございます。計画でいきますと、来年度は川原沢、中里地区

の面整備の予定をしているところでございます。

進捗状況としましては、平成17年度、計画どおり進んでおりまして、西館地区につきましては工事完了しております、一部接続可能となっておりますので、既に4戸ほど接続を行っております。今年度につきましては、大沖地区について工事完了する予定で順調に進んでおります。議員がご質問いただきました西根1号幹線までは完成する予定で進めております。西館地区と大沖地区につきましては平成18年度末、予定では3月に供用開始の告示を行いたいと思っておりますので、19年度からは正式に供用開始と予定しております。

今年度、補助事業の内示額が5,000万円ほどございますが、補正の予定をしております。これにつきましては来年度の施工予定地区の実施設設計等の業務委託を予定しております。

ただし、当市の財政運営上、新聞にも掲載になりましたが、実質公債比率が非常に高いというようなことで、今後起債の制限が予想されることとなります。その場合は今後計画の見直しも視野に入れなければならないかと思っております。これをつけ加えさせていただきます、お答えとさせていただきます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 3点のうち靖国神社については、市長の答弁、大変私と一致しているところが、再質問する部分がございます。

介護保険事業のところ、福祉事務所長が、そういった国保のしおりみたいなものを来年度からと言うけども、そうでなくて、ことし保険料が上がって、ことし質問あるんですよ。だからことし出してもらいたいんですよ。一般に介護保険を使うのは、多分介護保険制度が入った年、12年度に全戸に配布するようなものをつくったんだと思います。私、多分それ持っていると思いますので、そんな感じでやっぱり全戸配布用のやつというのをやっていかないとうま

くないんでないかなというふうに思いますので、ここの部分、まずもう1回お聞かせをください。

○大沼 久議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 何らかの方法でできるように努力したいと思います。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 2つ目に、健康課長にお聞きいたしますが、4月1日から今言ったようなリハビリテーションの制度が変わったんですよね。私ども5月にその説明を受けてるんですよね、病院の方で。既に執行されてくる中で問題が出てきたので、180日を超えても受けられるような施策になったんだと。私はこの質問するまでわからなかったですよ。どこでどういうふうに周知されるんだろうかなというふうに思うんですよね。農業も猫の目行政と言われてきたわけけども、医療も同じですよ、そういうやり方。市民から批判があると途中で施策を変えていくというのかな。重要なところですよ、ここは。こういうやり方で医療というのはいいいのかなというふうに思うんですけれども。こういうようなところ、今度は訪問リハビリに変えていくというふうに決まったのが8月というふうに今報告があったでしょう。そこまで調整してきたわけですよ、すると。いわゆるその医療行為を、リハビリテーションを受けるためには、その期間というのは何もできない時期があったんじゃないでしょうか。そこはどうですか。そういうことなかったんでしょうか。

○大沼 久議長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 議員ご指摘のとおり、4月から検討を重ねてきておりまして、その後6月に病院の方から情報提供というふうなことで通知いただいてから、市民の方々に周知ということまではしておりませんでした。ただ、治療中の方については個別に対応して、不安を招かないような対応はしてきたつもりです。

あと、4月1日からリセットされますので、

+

脳卒中だと180日が最大というふうなことで、全員脳卒中の患者さんは10月1日から、もし180日を超えても受けられないというふうな不利益が講じられることですので、脳卒中の方は、もしこの制度が医師の判断によらなくても実施された場合は、10月1日から該当になったということになります。

ただ、骨折とか運動器のリハビリの患者に関しましては150日ということですので、9月から実施になるというふうなことですので、それに対応して長井病院の方では訪問リハビリの方に検討を重ねて、これから実施可能な体制になったということ聞いております。以上です。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 するといって、私の理解の仕方が不十分なところが一部あったんですね。4月1日にリセットになって、そこから180日という計算ですね。私が持つてる資料は、疾病してリハビリを受け始めたときなので、疾病したところからとなってるんですよ。なのでそういう理解の仕方になったんですが、わかりました。

医療関係で、現役世代並みの人は、520万円ですからかなり高額です。市長が退職しても多分ならないですよ。役所の職員2人で退職すればぎりぎりなるか、それぐらいだと思いますけれども、私、ここで問題にしたのは、それぐらいの所得があれば同じように払ってもらっていいんだと思います。しかし、私がまだ現役で医者に通う比率と、70歳過ぎてからの医者に通う比率というのは全く違うわけでしょう。少なくとも掛ける2はあると思います。負担はだから3割でなくなるんですよ、平準化していくと。そういう意味でやっぱり私は同じ条件でないなというふうに思うんですね。

特に、今、老健施設なんかに入れば8万5,000円ぐらいだと思います。特養に入っても同じですけども、それぐらいかかると思いま

すね。入院しても、高額療養費ですから7万2,800円ですか、それを越えた分については保険からの手だてがあるわけですけども、問題は、アンケートに答えていた部分というのは、何かちょっと勘違いしたところがあるのかなというふうに思うんですけども、療養型病床群がもしベッドが削減した場合には、逆に社会的入院がふえてくる、こういうふうに見なければならぬんだと思いますね。今、いわゆる社会的入院というのは置賜病院でも75人ぐらいいると言われてますね。その部分を、退院したいんだけれども、一つは受け皿である福祉の方がそうになってないんです。だから退院できなくてというのがあるんですね。そこで一たん療養病床の方に移るといって、こういうふうなスタイルになっているんだと思います。その意味では、ここの部分というのは、さっき言ったように、私、どういう質問がされて、どういう答えをしたかというのはわからなかったのですが、まず、私の認識の方が多分正しいんじゃないかなというふうに思うんですね。

この土曜日に映画があったんですよ。秋田県の鷹巣町のところに、助役と福祉事務所長も3時間じっと、私も見てきましたけれども、平成12年の介護保険が入った年に私らも会派の行政研修で研修してきたんです。いろいろ福祉の施策としてすばらしい施策をしていたことは私らも勉強してわかったんですけども、お金が使える器というのは同じなんですよね。それで、どこか不十分なところが出てくるんだと思います。そこがいわゆる公共下水道が全然ない。してないんです。普通一般会計の中で占める割合というのは、いわゆる下水道をするための費用というのは結構な率で出していくわけですけども、それはやっぱり町の選択の問題だと思うんですね。

その意味では、そこで建設課長にもう1回お聞きするんですけども、公共下水道に加入する

人が少ない時期は、まちの中は本当にどぶ川だったですね。これは酒なんか飲んで裏通り歩いたときには、もう臭くて大変だったと思います。私、あんまり歩かなかったですけども。そういう時期から比べれば、生活環境を整えていく事業というのはすごいことだなというふうに思うんです。資金的にもそうですし。その意味では、やっぱりこの事業というのは、農業集落排水事業のときに各地区1カ所ずつしてくれるというふうにしているんですけれども、いずれこの後パーセントを上げていきたいわけですね。加入率もそうですし。その意味では、何となくこの特環事業が終わったら、何にもその後が計画なんていうのは出てこない。要望もないわけですか。そこどうですか。そういうふうに覆っていかないとなかなか進んでいかないというところがあると思うんですね。そこはいかがでしょうか。

○大沼 久議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

今の特環の事業については、川原沢、それから草岡、五十川地区を整備しておりますが、公共下水道事業、あとそれから大久保、今泉の農業集落排水事業以外の区域については、浄化槽事業で取り組むというようなことで地域再生計画の認定をいただいているところでありますので、今後の生活排水処理事業については浄化槽事業で取り組むというようなことで進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○大沼 久議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

高橋孝夫議員の質問

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き市政一般に関する質問を続行いたします。

次に、順位3番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇)

○11番 高橋孝夫議員 ご苦労さまでございます。

私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告しております2点について順次質問申し上げますので、丁寧で明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、学童クラブの今後の展開についてです。

長井市における学童クラブの現状は、7月に福祉事務所からいただきました「放課後児童健全育成事業の実施状況について」という資料によりますと、1つは、昭和57年4月1日から開始されている中央学童クラブがあり、社会福祉協議会が運営主体となって、平成18年度からは中央児童センターと勤労センターの2カ所で73名の児童が年間273日通っていること、2つは、平成11年4月27日から開始されている豊田学童クラブがあり、豊田児童センターで年間237日にわたって21名の児童が通っていること。3つは、平成13年4月1日から開始された致芳学童クラブで、致芳児童センターで年間238日にわたり8名の児童が通っていること。4つは、平成14年4月1日から開始された西根学童クラブで、西根児童センターで年間237日間にわたって5名の児童が通っていますし、5つは、西根と同じく平成14年4月1日から開始をされた平野学童クラブで、平野児童センターで年間238日にわたり11名の児童が通っているということであり、市内全体で118名の児童が、6カ